

お知らせ

嵐山町スポーツ施設の予約方法が変わります

これまで嵐山町 B&G 海洋センター、ふれあい交流センター及び町役場の教育委員会生涯学習課窓口で毎月初めより行っているスポーツ施設の予約による使用申請について、利用者の負担軽減のため令和6年度分より、以下の通り予約方法を変更します。

町内スポーツ施設 (菅谷テニスコート以外) <u>1回の予約で、1施設を週2回までとする。</u> (1週間は日曜日から土曜日の7日間)	・町内団体: <u>3か月に一度、月初めより、翌月から3か月分</u> を予約可 ・町内個人: <u>毎月初めより、翌月の1か月分</u> を予約可 ・町外団体・個人: <u>毎月10日以降より、翌月の1か月分</u> を予約可
菅谷テニスコート <u>1回の予約で、週2回まで週2コートまで、合計6時間までとし、1コートの連続した使用時間は3時間までを上限とする。</u>	・町内団体: <u>3か月に一度、月初めに抽選を行い、翌月から3か月分</u> の予約を抽選結果に基づき、早い順に受付。 ・町内個人、町外団体・個人: 町内団体の抽選終了後に、 <u>翌月の1か月分</u> を予約可 抽選の無い月は、月初めより、 <u>翌月の1か月分</u> を予約可

- ・毎月15日以降は、翌月の予約制限を解除する。
- ・同日、同時刻に2つ以上の施設予約を行うことは、特段の理由がない限り不可とする。
- ・町内団体の予約受付開始日及び菅谷テニスコート利用に関する町内団体の抽選日は以下のとおり。

令和6年 3月1日(金)	令和6年 4月1日から 6月30日までの期間の予約受付
6月3日(月)	7月1日から 9月30日までの期間の予約受付
9月2日(月)	10月1日から12月27日までの期間の予約受付
12月2日(月)	令和7年 1月6日から 3月31日までの期間の予約受付
令和7年 3月3日(月)	4月1日から 6月30日までの期間の予約受付